

石狩市貨物自動車運送支援事業補助金のお知らせ

エネルギー価格や物価高騰の影響を受けている物流事業者等に対して、支援金を交付することにより、安定的な事業運営の継続推進を図るため、市内に営業所等を有する物流事業者の事業継続を支援いたします。

対象

石狩市内に営業所等を有する貨物自動車運送事業法第2条の規定に基づく貨物自動車運送事業を営む事業者

補助金

- ・一般貨物自動車運送事業 → 1台につき 1万円
- ・特定貨物自動車運送事業 → 1台につき 1万円
- ・貨物軽自動車運送事業 → 1台につき 1万円

※被けん引自動車（トレーラー）を除く
※一社当たり100万円が上限です

申請開始時期・方法

- 【申請期間】 令和7年1月21日（火）～ 令和7年2月28日（金）
【申請方法】 原則、ウェブにより申請願います。

申請書類

- 【申請書】 ・ウェブ申請 石狩市ホームページのURLまたは下記QRコードより申請（申請書不要）
※ウェブ申請が困難な場合はご相談ください。
- 【添付書類】 申請書のほか、車検証の写し、振込口座確認書類が必要です

お申込み・お問い合わせ

石狩市企画政策部企画課交通担当

TEL : 0133-72-3193

FAX : 0133-74-5581

E-mail : kikaku@city.ishikari.hokkaido.jp

〒061-3292 石狩市花川北6条1丁目30番地2

